資　料

第60回　岡山支部評議会資料

1　平成31年度保険料率について
2　平成30年度上期事業実施状況及び
　　平成31年度事業計画と予算について

平成31年1月18日（金）

全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

議題１　平成31年度保険料率について

1. 平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1．平均保険料率

■ 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■ 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■ 医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■ 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■ 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■ 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

2. 平成31年度の保険料率に関する全国の支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

なお、引き下げるべきという支部の数は昨年度より減少しています。

意見書の提出なし	9支部 （岡山支部）
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

3. 平成31年度岡山支部保険料率の見込みについて

平成31年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、次のとおりです。

岡山支部の健康保険料率

10.22%　（現行より+0.07%ポイント）

※全国平均保険料率は10.00%（据え置き）

※激変緩和率が10分の8.6に変更の場合の料率（現行10分の7.2）

※変更時期は平成31年3月分（平成31年4月納付分）から

介護保険料率（全国一律）

1.73%　（現行より+0.16%ポイント）

※介護保険料率は全国一律

【ポイント】

○全国の平均保険料率は10.00%で据え置かれたまま、激変緩和率が拡大される。
岡山支部の健康保険料率は前年度から0.07%ポイント引き上げられ10.22%となる。

○健康保険料率と介護保険料率の改定による保険料負担は、介護保険第2号被保険者に該当する場合は平成31年3月分(平成31年4月納付分)から月345円増。
（標準報酬月額30万円の40歳以上の被保険者に係る労使折半後の保険料負担）

4. 岡山支部の保険料率のイメージ

高年齢の年齢構成割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

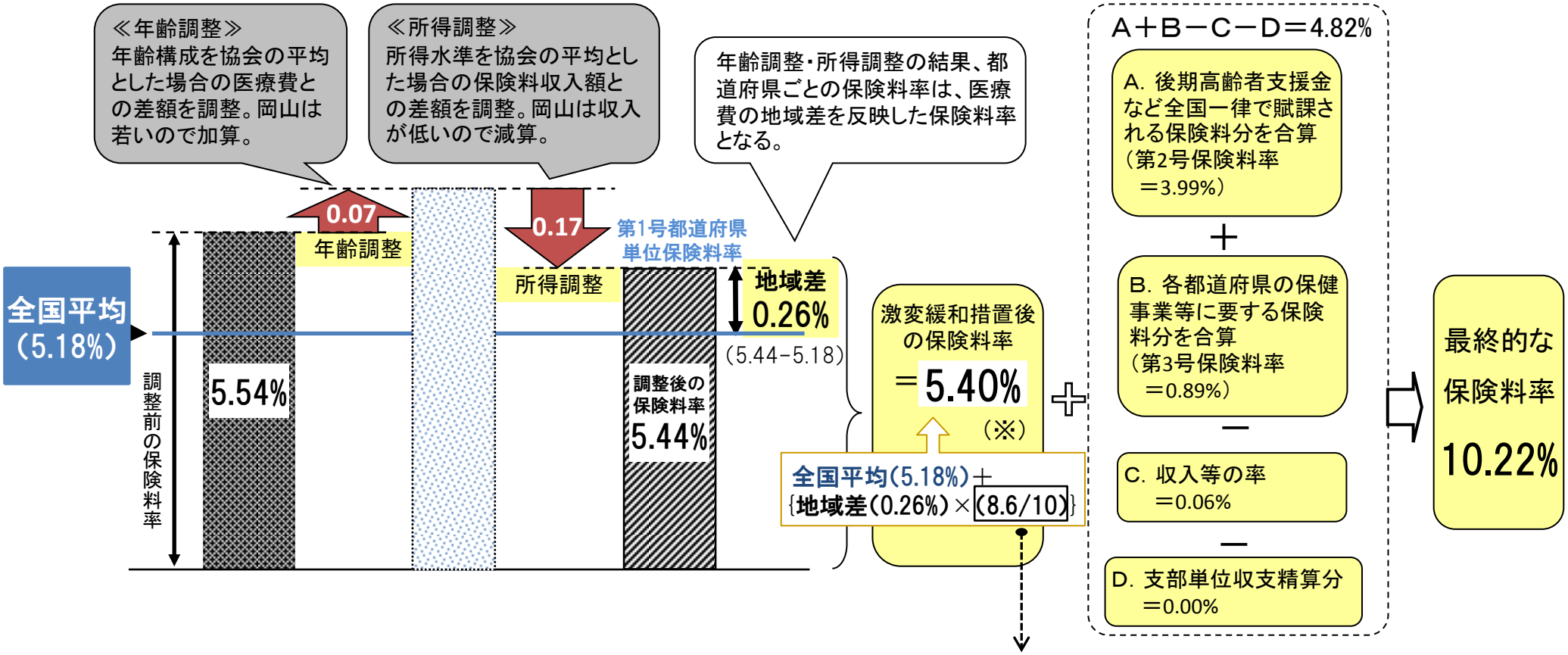

（※）激変緩和措置は平成32年3月31日までの間、講じられることになっている。

また、災害等特殊事情についても、適切な調整を行うこととしている。

5. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度		31年度			備考
		決算 (a)	直近見込 (30年12月) (b)	30-29 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) (c)		31-30 (c-b)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	3,340	+5,300	96,572	5,257	24-30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	507	+260	12,110	261	31年度保険料率： 10.00%
	その他	167	179	12		600	421	
	計	99,485	103,343	3,858	+5,900	109,282	5,939	
支出	保険給付費	58,117	60,206	2,089	+4,200	64,373	4,167	
	老人保健拠出金	0	－	▲ 0		－	－	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	▲ 233		15,257	▲ 5	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	1,164	+1,200	20,971	1,455	
	退職者給付拠出金	1,066	208	▲ 858		2	▲ 206	
	病床転換支援金	0	0	0		0	▲ 0	
	その他	1,969	2,745	777		3,489	744	
	計	94,998	97,937	2,938	+6,200	104,092	6,155	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	920		5,190	▲ 216	31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	5,406		33,169	5,190	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

4.2カ月分

6. 協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込（30年12月）	政府予算案を踏まえた見込（30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比 ⇒ ＋122
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
31年度の介護納付金の金額等を踏まえると、31年度の介護保険料率は、30年度の介護保険料率1.57%よりも0.16%ポイント上昇し、1.73%となります。

7. 岡山支部　支部長意見

都道府県単位保険料率の決定に係る意見について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第7項の規定に基づき、下記のとおり意見の申し出を行います。

○平均保険料率

医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造、高齢化に伴う拠出金の増大、被保険者数等の動向、それらを踏まえた将来の見通しなどから、３１年度の平均保険料率の決定について中長期的な観点に立って、１０％維持が示されたことに特に異論はありません。

また、今年度より、加入者のための健康増進・医療費適正化等の保険事業拡大予算（実質約５億円）・医療費適正化予算（実質約4.5億円）の増額の予算計上がなされていることは、一定の理解が得られると思います。

しかし、これは加入者にとっては未実現の間接的利益（協会けんぽの事業実施がなされその結果により生み出される利益）であります。

現状の単年度の収支状況・財務状況にみて、加入者・事業主にとって直接的に得られる利益（健診補助額の拡大・健診項目の見直し）など制度面の見直しを検討していただきたい。

例えば、健診補助額の引上げ・健診項目の見直しなどは、生活習慣病予防健診受診率の向上、加入者の健康増進、将来の医療費の削減等、加入者・事業主双方の利益に繋がるものと考えます。

これにより、加入者・事業主より中長期的な観点に立った平均保険料率10%の維持への理解がより進むものと思います。

○激変緩和率

激変緩和措置は、「制度上計画的な解消が求められており、今後緩和率が均等に拡大していくことについてはやむを得ない」と思います。

議題2　平成30年度上期事業実施状況及び平成31年度事業計画と予算について

1．支部独自事業予算について（支部保険者機能強化予算の策定）

平成31年度より、支部の保険者機能をさらに強化するため、予算措置を変更しました。

【主な変更点】

①支部の予算配分の拡充

②保健事業における重点的な取り組み等に措置される予算の一本化

③「特別計上」※の廃止

※「特別計上」:「加入者利益に寄与」「加入者サービス向上」を目的とする場合に、例外的に予算枠を超えて計上できる仕組み。ただし、予算枠を超えた部分は、支部の翌年度保険料率（の上昇）に反映するため、支部保険料率が上昇するリスクがあった。

【見込まれる効果】

・予算が一本化され、拡充されたことにより事業実施における支部の裁量が拡大する。

・さらに、各取組分野ごとの予算配分を、支部の裁量で設定できるため、医療費適正化対策等、支部独自に保険者機能を発揮する取り組みを打ち出しやすい。

・「特別計上」の廃止により、保険料率への影響が除外される。

・併せて、予算体系の見直しにより、本部支部ともに事務処理が簡素化される。

1. 支部独自事業予算について（予算イメージ）

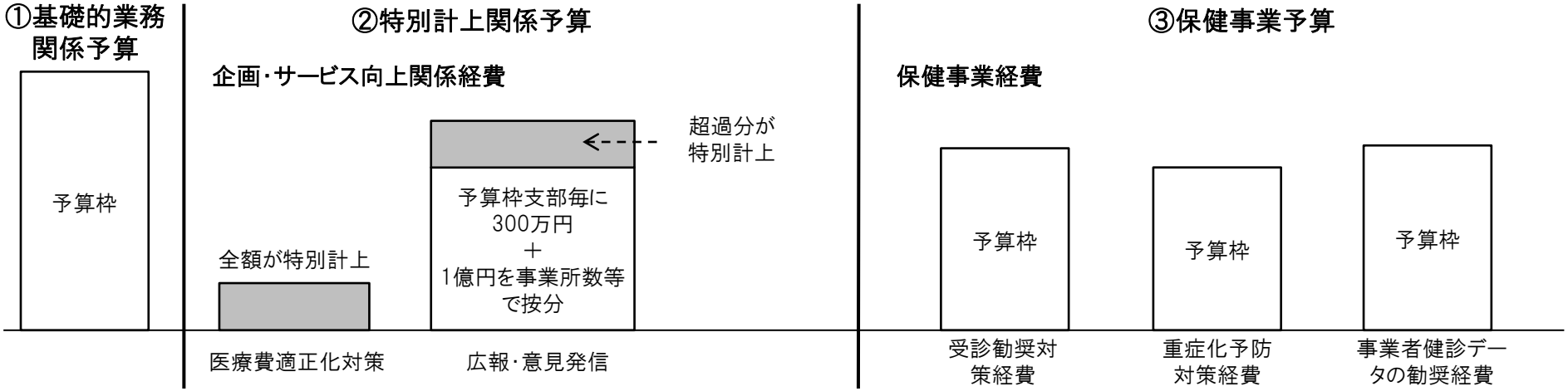

見直し

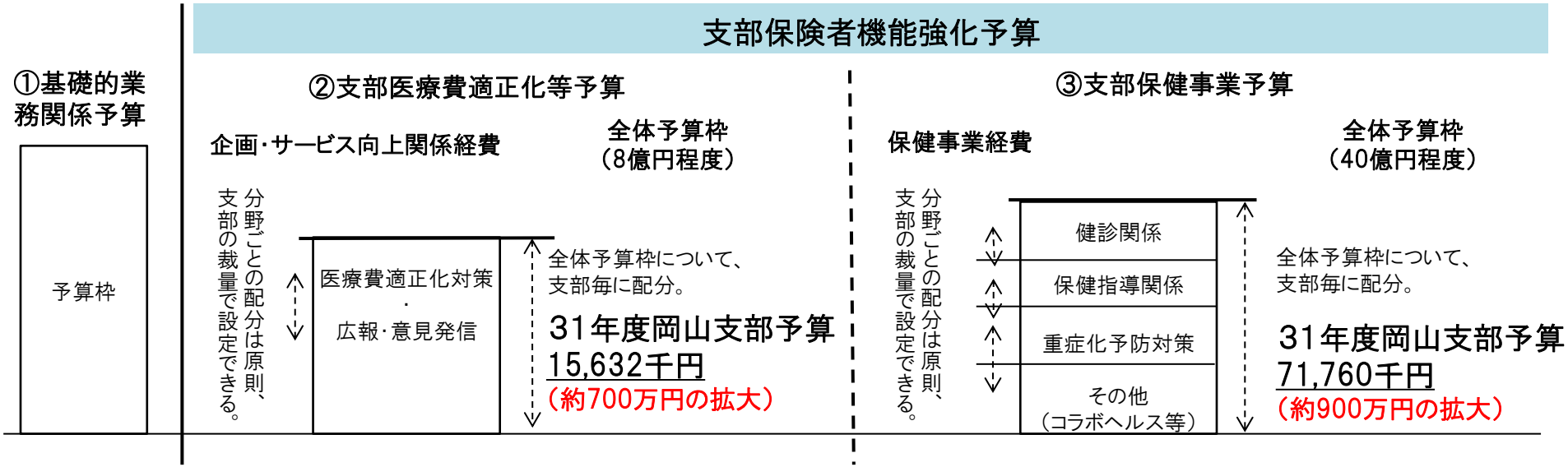

1. 支部独自事業予算について（平成31年度岡山支部事業予算）

支部医療費適正化等予算

	項目	経費（千円）
1	紙媒体による広報	3,706
2	広報経費（新聞年間契約）	4,400
3	広報経費（新聞_職場で健康プロジェクト）	1,100
4	健活ステッカー（健活企業玄関貼付用）	191
5	健活ロゴセット	490
6	LINE@（H30パイロットより継続）	2,004
7	特定健診未受診者アンケート	1,378
8	医療機関ディスプレイ	55
9	イベント協賛（県薬剤師会）	358
10	イベント協賛	897
11	測定器レンタル	1,056
	合　計	15,632

は、新規事業。

支部保健事業予算

	項目	経費（千円）
1	協会主催の集団健診（モール健診、オプション追加実施）	13,265
2	検体検査機関と連携した医療機関からの事業者健診結果データの取得	3,250
3	健診推進経費	13,217
4	トラック協会と連携した健診受診勧奨	1,308
5	生活習慣病予防健診の受診勧奨事業（年度当初、新規適用）	765
6	特定健診の受診勧奨事業（年度当初、新規、任継）	2,170
7	生活習慣病予防健診、特定健診へのオプション検査追加（オリジナル健診）	13,990
8	自己採血キットを活用した経年未受診者への受診勧奨	3,432
9	特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知	1,135
10	産業医と連携した特定保健指導勧奨	2,616
11	健康宣言事業所（健活企業）への健康管理サポート	4,920
12	「健活企業事例集vol.2」の作成	396
13	健活企業カルテ等情報提供ツール	948
14	未治療者受診勧奨	2,405
15	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	2,770
16	その他保健事業経費	5,173
	合　計	71,760

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連①)

●健康経営（コラボヘルスの推進）

～「晴れの国から目指そう！健活県おかやま」～

岡山支部の取組

協会けんぽの健活企業への取り組み事項及び
アフターフォロー事項

●「健活企業カルテ」の作成
健診結果データ、レセプトデータの分析に基づき、
事業所ごとの健康度を見える化

●健康経営への取り組みのランク付け
「健活企業」として事業所を認定するに当たり、
アンケート結果に基づいて評価し、事業所ごとの
今後の取り組みの方向性を提案

●健康づくりに役立つツールの提供
支部独自に作成した運動習慣の定着に役立つ
ツールをまとめたパンフレットを「健活企業」へ提供

●電話によるアフターフォロー
当支部の保健師・管理栄養士が電話にて、
「健活企業」の取組状況の確認とフォローを実施

●健康づくり教室の開催
当支部の保健師や管理栄養士を講師として
事業所に派遣し、集団学習を実施

●「健活企業」
「健活企業」ロゴマーク
⇒商標登録

●県や経済団体を通じてロゴマークを広く周知

●表彰制度の創設
健康経営の取組が特に顕著な事業所に対し、支部長
表彰を実施

●「健活通信」の発行
四半期に一度、「健活企業」に対し他社の取組事例
等の健康経営に役立つ情報を提供

●健活企業サポート室の設置
アフターフォロー体制の中で、相談先を明確に
するためにサポート室を設置し、健活企業質問
相談シートを配布

目的

・健康づくり体制の普及
・県民の健康増進
・岡山県の健康経営の普及促進と企業内における従業員の
健康管理 等

**このプロジェクトを通じて岡山県民の健康寿命を延ばし、
経済の活性化を図り、加入者の健康増進を目指す**

「健活企業」

平成30年9月現在 1,136社
健活企業の内容分析の詳細は別紙参照
健診受診率 67.8%
特定保健指導実施率 28.3%
（平成30年9月現在、平成28年度データ使用）

今後の目標

**「健活企業」宣言事業所数の拡大だけでなく健康経営
の取組の質を高めるべく、事業所ごとのフォローアップ
を行い、従業員の健康度の向上を図る**

【フォローアップの具体的な内容】
○取組が優れた事業所への県知事表彰
○保健師・管理栄養士による健康づくりに関する研修を実施
○経産省「健康経営優良法人2019」への応募に向けた取組を応援
○健康経営セミナー等のイベントのご案内

外部機関の応援・協力体制

●岡山県
⇒「健活企業」に対する県知事表彰の実施、
同プロジェクト広報協力 等

●山陽新聞社
⇒「職場で健康応援プロジェクト」の実施
平成30年1月には、「健活企業」1,057社を新聞
1面広告で掲載

●県内経済6団体
⇒会員等の企業への働きかけ、健康経営セミナー
の実施、経済団体会報紙に折込み広報

●中国銀行・トマト銀行
⇒健活企業へのインセンティブの付与（金利優遇等）

●健診機関・健康運動増進施設
⇒「健活企業」へのインセンティブの提供

●岡山市
⇒同市が実施するホワイトプラス表彰制度の
加点要件に「健活企業」応援プロジェクトの
評価結果を追加

●岡山労働局
⇒県内の全職業安定所にて、
また、事業所が「健活企業」である旨を求人票
に記載できるよう体制整備

●岡山産業保健総合支援センター
⇒健康経営の分野の中で、メンタルヘルス対策に
関する事業をサポート

New!

**●平成31年度岡山支部パイロット事業
～「健活企業」への健康管理サポート～**
⇒産業医を含む健診機関と事業所と協会けんぽで
3者契約を締結し、「健活企業」の健康経営のアフ
ターフォローを健診機関に委託

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連①)

●健康経営（コラボヘルスの推進）

【晴れの国から「健活企業」応援プロジェクト･健康宣言事業所数の推移と中期目標】

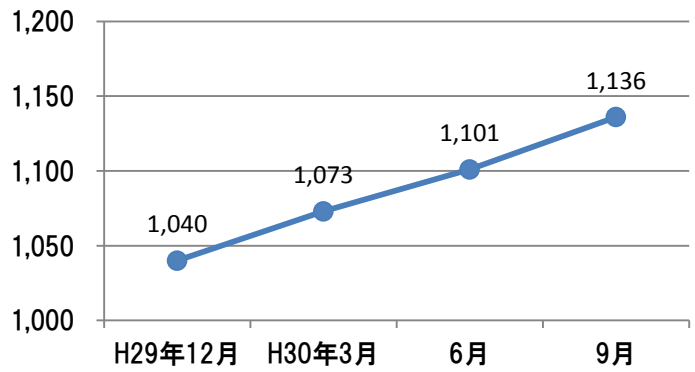

中期目標　（2020年3月まで）

① **健康宣言事業所数　･･･　1，300社**

② **健活企業健診受診率　･･･　72%**

③ **健活企業特定保健指導実施率　･･･　46%**

④ **健活企業特定保健指導未受入事業所･･･510社→130社**

※未受入事業所数は29年度末のもの

【事業計画(コラボヘルスの推進)】

- **「健活企業」へのアフターフォローの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成**
- **「健活企業」への健診機関による健康管理サポートの実施(新規)**
- **県、地方自治体、健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進**
- **県、地方自治体、経済団体、マスコミ等と連携したイベントの開催**
- **県知事表彰の実施**
- **「健活企業」へ集団学習の実施**
- **システムを活用した「健活企業」の取組等の進捗管理**
- **「健活企業」における健康づくり評価向上への提案、勧奨**
- **事業所訪問等を通じた「健活企業」数の拡大**
- **「健活企業」の健診結果データ等を分析することにより、効果的なフォローアップを樹立**

健活企業

※本項目についてはKPIなし

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連②)

● ジェネリック医薬品の使用促進

【30年度KPIと上期における進捗状況】

30年度KPI:75.0%

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)
(平成30年8月診療分)

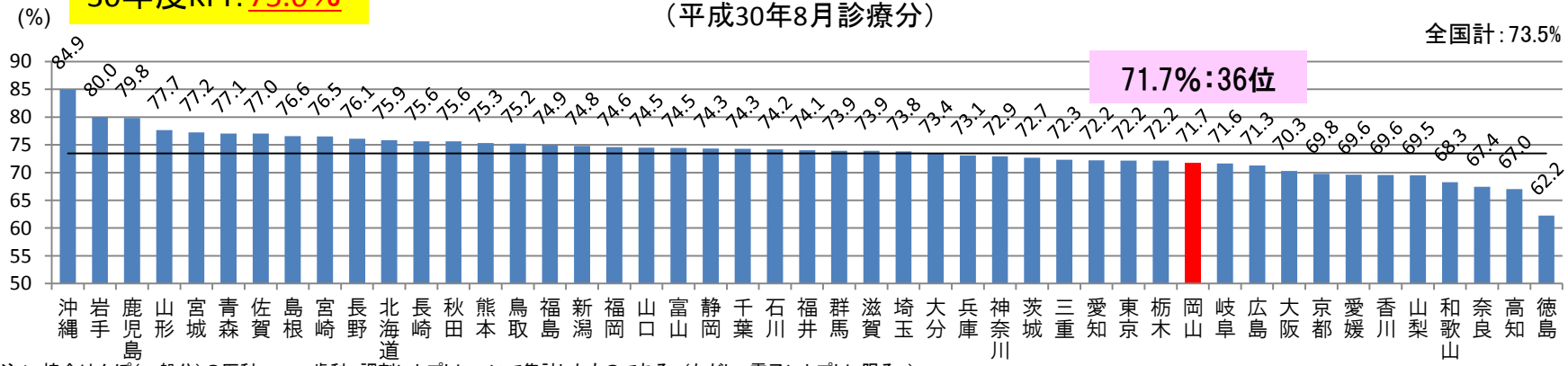

注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
注2.「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。
注4. [後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差
(数量ベース)(平成30年8月診療分)

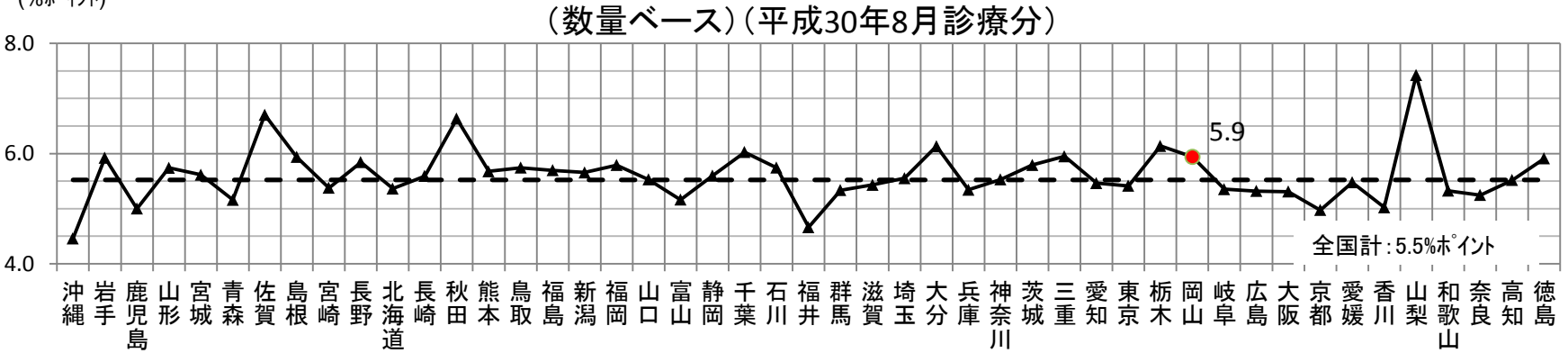

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連②)

● ジェネリック医薬品の使用促進

【31年度KPIと具体的な取組】

・ジェネリックカルテによる阻害要因分析及び見える化ツールを活用し、医療機関・薬局に対する効果的な働きかけを実施(新規)
・県、医療関係団体等と連携したイベントの開催
・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施
・保険者協議会を通じ、各保険者が連携したジェネリック普及啓発事業の実施
(会員が共同で医療機関等を訪問)
・岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における積極的な意見発信

■ KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(医科、DPC、調剤、歯科)を77.4%以上とする

ジェネリック医薬品使用割合の測定方法の比較 (参考)

	協会	国		
	ジェネリック月報	医政局経済課	保険局調査課	保険局適化室
集計対象	調剤のみ	医薬品卸から医療機関に販売された数量を調査 (薬価調査)	調剤のみ	医科 DPC 歯科 調剤
集計単位	支部別(船保)	国全体	処方せん発行元医療機関の所在地別	保険者別

協会(新)
ジェネリック月報(新)
医科 DPC 歯科 調剤
支部別(船保)

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連)

●健診・保健指導の実績および31年度計画

		平成28年度実績		平成29年度実績(速報値)		平成30年度計画		平成30年度見込		平成31年度計画	
		実施件数	実施(対象)率	実施件数	実施(対象)率	実施件数	実施(対象)率	実施件数	実施(対象)率	実施件数	実施(対象)率
健診	(被保険者)健診対象者	258,155	-	263,914	-	271404	-	271,404	-	282,073	-
	生活習慣病予防健診	130,338	50.5	137,176	52.0	141,000	52.0	143,300	52.8	152,000	53.9
	事業者健診	18,934	7.3	25,923	9.8	28,000	10.3	28,800	10.6	33,000	11.7
	計	149,272	57.8	163,099	61.8	169,000	62.3	172,100	63.4	185,000	65.6
	(被扶養者)健診対象者	74,590	-	74,256	-	76,035	-	76,035	-	76,084	-
	特定健診	16,408	22.0	18,861	25.4	20,000	26.3	17,900	23.5	21,000	27.6
	健診対象者　計	332,745	-	338,170	-	347,439	-	347,439	-	358,157	-
	健診受診者　計	165,680	49.8	181,960	53.8	189,000	54.4	190,000	54.7	206,000	57.5
保健指導	(被保険者)保健指導対象者	29,550	-	33,005	-	33,264	-	33,264	-	37,370	-
	協会(内部)実施	5,323	18.0	6,040	18.3	7,680	23.1	5,900	17.7	7,560	20.2
	委託(外部)実施	557	1.9	726	2.2	3,100	9.3	1,600	4.8	3,100	8.3
	計	5,880	19.9	6,766	20.5	10,780	32.4	7,500	22.5	10,660	28.5
	(被扶養者)保健指導対象者	1,521	-	1,976	-	1,820	-	1,629	-	1,806	-
	委託(外部)実施	196	12.9	166	8.4	728	40.0	190	11.7	250	13.8
	協会(内部)実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	196	12.9	166	8.4	728	40.0	190	11.7	250	13.8
	指導対象者　計	31,071	-	34,981	-	35,084	-	34,893	-	39,176	-
	指導実施者　計	6,076	19.6	6,932	19.8	11,508	32.8	7,690	22.0	10,910	27.8

H30:KPI　　H31:KPI

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●生活習慣病予防健診受診率の向上

平成30年度 事業計画(数値)

①目標実施率(KPI):52.0%
②実施見込者数:141,000人
※対象者数見込:271,404人(40歳以上の被保険者)

平成30年度上半期 実施状況(速報値)

①実施率:26.5%(対前年同期比104.5%、対目標進捗率50.9%)
②実施者数:71,803人

生活習慣病予防健診実施率の推移

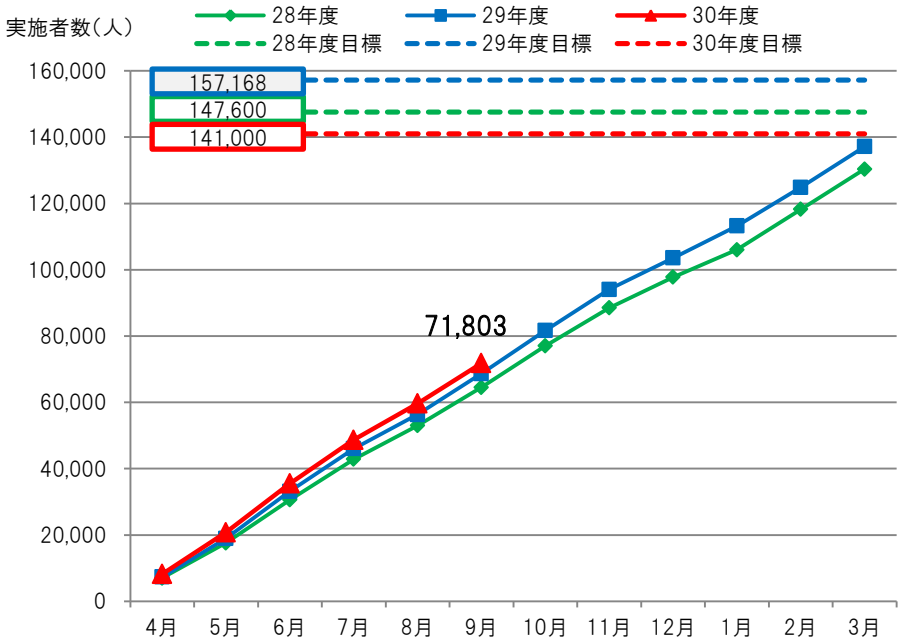

28年度	7,000	17,641	30,593	42,872	53,003	64,536	77,035	88,503	97,797	107,080	118,267	130,338
29年度	7,352	18,955	33,175	46,038	56,343	68,700	81,650	94,067	103,553	113,245	124,834	137,176
30年度	8,191	20,784	35,518	48,681	59,658	71,803						
前年度増減率(%)	11.4	9.6	7.1	5.7	5.9	4.5						

生活習慣病予防健診に係る主な取組

●健診推進経費を活用した健診機関による事業推進(4～12月実施)

●オリジナル健診の実施(平成30年10月から事業開始)
・各健診機関がレディース健診等、生活習慣病予防健診に機関独自のオプショナル検査等を追加した健診メニューによる実施

●事業所訪問による受診勧奨
・健診受診率が低い事業所を訪問し、生活習慣病予防健診受診を依頼　☛ 訪問事業所数・・・269事業所

●新規実施機関の受託勧奨
・生活習慣病予防健診実施機関について、さらなる機関数の拡大を図るため地域性を考慮した訪問勧奨を実施
☛ 平成30年度新規委託機関数・・・3機関

●新規適用事業所への生活習慣病予防健診の案内発送
☛ 発送数・・・265事業所

【生活習慣病予防健診】
協会けんぽ加入の35歳以上の被保険者(本人)が利用できる任意の健診。労働安全衛生法の健診(事業者健診)項目に加え、がん検診などがセットで受診できる。

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●事業者健診データ取得率の向上

平成30年度 事業計画(数値)

①目標取得率(KPI):10.3%
②取得見込者数:28,000人
※対象者数見込:271,404人(40歳以上の被保険者)

平成30年度上半期 実施状況(速報値)

①取得率:5.3%(対前年同期比111.3%、対目標進捗率51.4%)
②取得者数:14,388人

事業者健診結果データ取得率の推移

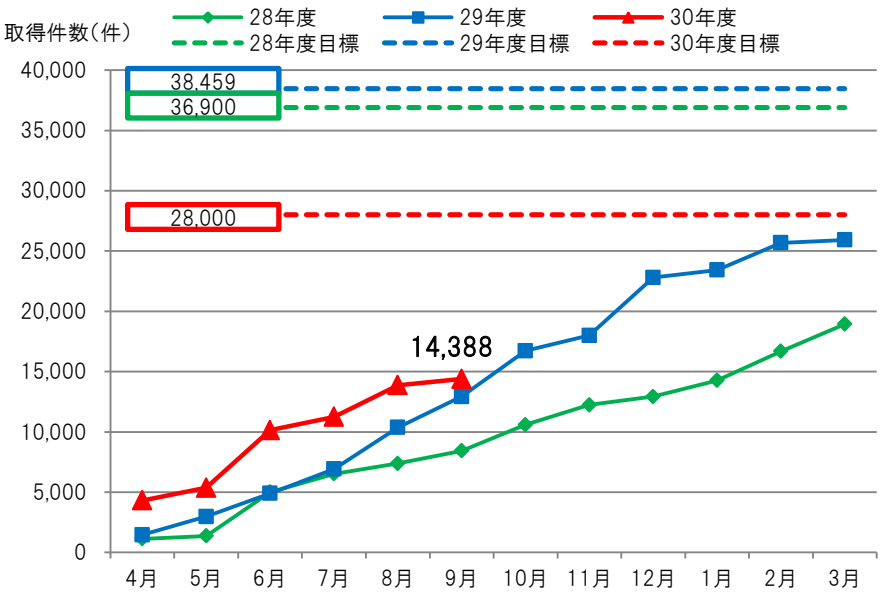

28年度	1,132	1,364	5,007	6,518	7,375	8,429	10,590	12,237	12,933	14,271	16,679	18,934
29年度	1,461	2,972	4,832	6,914	10,360	12,922	16,722	18,003	22,807	23,432	25,688	25,923
30年度	4,310	5,367	10,140	11,247	13,872	14,388						
前年度増減率(%)	195.0	80.6	107.3	62.7	33.9	11.3						

事業者健診結果データ取得に係る主な取組

●健診推進経費を活用した健診機関による事業推進(4～12月実施)

●事業所訪問による受診勧奨
・健診受診率が低い事業所を訪問し、事業者健診データ提供を依頼
☛ 訪問事業所数・・・269事業所

●民間業者と連携した事業者健診データの取得
・民間業者と連携し、対象の医療機関事業所へ病院協会・県医師会との連名文書を持参し、事業者健診データの提供依頼
☛ データ取得覚書締結数・・・48医療機関事業所
(対象見込者数約1,750名)

【事業者健診(定期健診)】
労働安全衛生法に基づき事業主が実施する定期健康診断。「法定健診」や「企業健診」とも呼ばれている。協会けんぽでは事業所に対し、生活習慣病予防健診を利用しない40歳以上の被保険者の事業者健診データの提供をお願いしている。

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●特定健診受診率の向上

平成30年度 事業計画(数値)

①目標受診率(KPI):26.3%
②受診見込者数:20,000人
※対象者数見込:76,035人(40歳以上の被扶養者)

平成30年度上半期 実施状況(速報値)

①受診率:8.9%(対前年同期比95.0%、対目標進捗率33.7%)
②受診者数:6,739人

特定健診実施率の推移

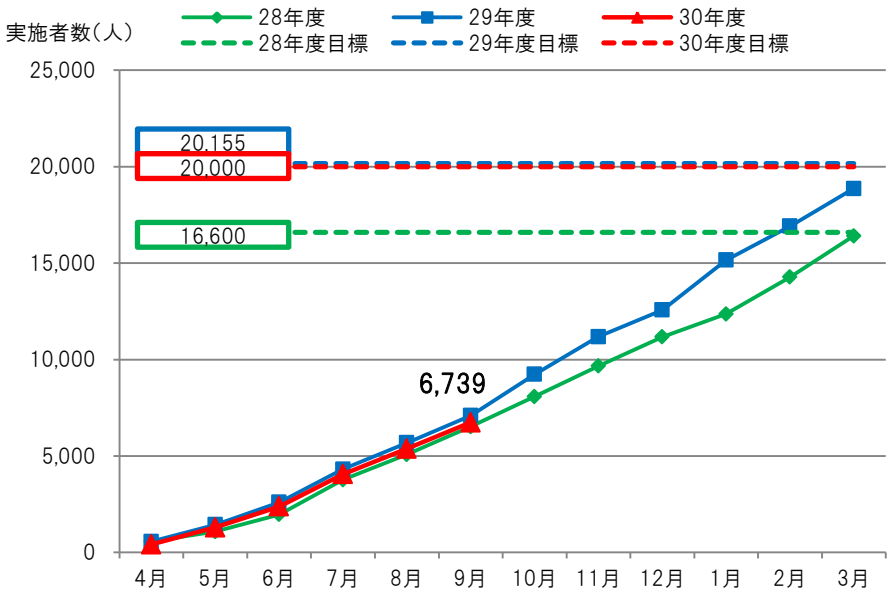

28年度	567	1,079	1,964	3,764	5,078	6,517	8,077	9,661	11,176	12,363	14,280	16,408
29年度	562	1,438	2,599	4,316	5,682	7,095	9,235	11,185	12,568	15,156	16,918	18,861
30年度	419	1,298	2,381	4,057	5,374	6,739						
前年度増減率(%)	-25.4	-9.7	-8.4	-6.0	-5.4	-5.0						

特定健診に係る主な取組

●期初の施設型集団健診の実施
・4～5月において無料実施する機関数及び日程を拡大の上、実施
☛ 受診者数・・・1,162名(対前年度比136.9%)

●オリジナル健診の実施(平成30年10月から事業開始)
・各健診機関がレディース健診等、特定健診に市町村のがん検診や機関独自のオプショナル検査等を追加した健診メニューによる実施

●未受診者を対象とした集団健診の実施
・ショッピングモール等商業施設において、無料健診を実施(30年9月～順次実施中)

●その他の受診勧奨通知(平成30年12月)
・「健活企業」事業主と支部長の連名通知を被扶養者886名に送付
・今年度40歳になる方への受診勧奨通知を被扶養者420名に送付

【特定健診】
特定健康診査の略で、メタボリックシンドロームに着目した健診。
検査項目は生活習慣病予防健診よりも限られている。
協会けんぽでは40歳以上の被扶養者(家族)が特定健診の利用対象者となる。

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●生活習慣病予防健診・特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

【31年度KPIおよび具体的な取組】

〇31年度KPI

・生活習慣病予防健診実施率　53.9%　(実施見込者数:152,000人)
・事業者健診データ取得率　11.7%　(取得見込者数:33,000人)
・被扶養者の特定健診実施率　27.6%　(実施見込者数:21,000人)

〇具体的な取組

＊・健診推進経費を活用した受診率向上および事業者健診データの取得対策の実施機関拡大
　→新たに特定健診の受診率向上の取り組みを実施　(目標:2,500件増)
・民間業者と連携した医療事業所の事業者健診データの取得
・新規適用事業所へ生活習慣病予防健診の案内送付
・被保険者個人(任意継続被保険者を含む)への案内送付
＊・女性被保険者を対象に生活習慣病予防健診に乳がん検診、オプション検査をセットした健診の実施(オリジナル健診)
＊・女性被扶養者向けのオプション検査を追加した特定健診の実施(オリジナル健診)
・特定健診の診療所型集団健診の拡大　(目標:1,500人)
・特定健診の協会独自健診(オプション検査を含む)の実施
・市町村と共同した特定健診とがん検診の同時実施等の取り組みの推進
・特定健診の県外居住者への実施
・セルフ健康チェック「自宅で自己採血・血液検査」の実施(未受診者の掘り起し策)　(目標:500件)

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●特定保健指導の実施率の向上

平成30年度 事業計画(数値)

目標実施率(KPI)32.8%(実施見込者数:11,508人)
【被保険者】 ※対象者数見込:33,264人
目標実施率:32.4%(実施見込者数:10,780人)
(内訳)協会保健師実施分 23.1%(実施見込者数:7,680人)
アウトソーシング分 9.3%(実施見込者数:3,100人)
【被扶養者】 ※対象者数見込:1,820人
目標実施率:40.0%(実施見込者数:728人)

特定保健指導(被保険者)実施率の推移

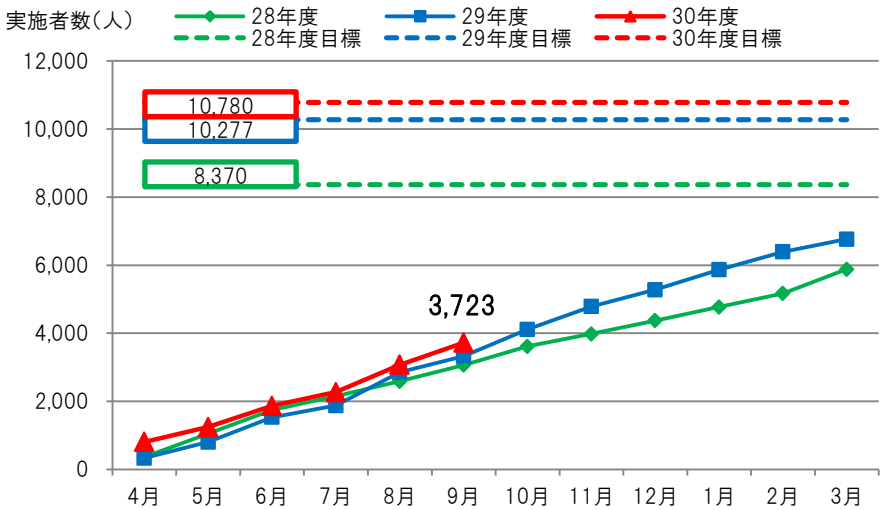

28年度	370	1,054	1,749	2,154	2,590	3,066	3,616	3,986	4,433	4,889	5,326	5,880
29年度	338	804	1,533	1,879	2,857	3,332	4,113	4,785	5,282	5,869	6,393	6,766
30年度	809	1,246	1,869	2,274	3,076	3,723						
前年度増減率(%)	139.3	55.0	21.9	21.0	7.7	11.7						

平成30年度上半期 実施状況(速報値)

【全体】10.8%(対前年同期比111.6%、対目標進捗率32.9%)
【被保険者】
実施率:11.2%(対前年同期比115.5%、対目標進捗率34.5%)
【被扶養者】
実施率:4.3%(対前年同期比104.0%、対目標進捗率10.7%)

特定保健指導に係る主な取組

●健診機関による健診当日の特定保健指導の実施促進
・健診当日に特定保健指導を実施することで実施件数の向上を図る
→健診当日の特定保健指導実施可能機関数・・・37機関
(一括31機関、分割6機関)

●特定保健指導受託機関の拡大
・受託機関の拡大を通じて保健指導実施件数の増加を図る
→平成30年度特定保健指導受託機関数・・・ 37機関
(対前年度比9機関増)

●事業者健診データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨
・受入事業所数・・・232事業所(698名初回面談)

●集団健診会場での当日面談の実施
・家族向けの無料健診時に特定保健指導(初回面談)を実施
→9月に3会場で合計20人に実施。年度後半の無料健診会場でも実施予定)

【特定保健指導】
健診結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に対して保健師等の専門職による 生活習慣の改善サポートを行います。リスクレベル応じて積極的支援または動機づけ支援を実施します。

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連②)

●特定保健指導の実施率の向上

【31年度KPIおよび具体的な取組】

〇31年度KPI

・特定保健指導実施率　27.8%　(実施見込者数:10,910人)
　被保険者分:28.5%(10,660人)
　被扶養者分:13.8%(250人)

〇具体的な取組

・健診機関による健診当日面談の実施促進
・保健指導委託機関の拡大　(目標:5機関増加)
・産業医と連携した勧奨(新規)
・事業所訪問による受入勧奨
・事業者健診先への勧奨
・集団健診会場での当日面談と該当予定者への面談徹底

2. 事業計画(案)について(保健グループ関連③)

●重症化予防対策の推進

【平成30年度KPIと上半期における進捗状況】

〇平成30年度KPI(未治療者受診勧奨)

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上にする。

〇平成30年度上半期進捗状況

《未治療者に対する受診勧奨》

・健診結果(血圧値または血糖値)で要治療と判定されながら医療機関を受診されていない治療放置者に対して、健診の6か月後に文書にて受診勧奨し受療状況を確認(30年上半期:文書勧奨4,503件実施、電話二次勧奨54名実施)

《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業》

・健診機関による受診勧奨(専門医療機関受診18件、保健指導実施1件)

・特定保健指導該当者でCKD(慢性腎臓病)リスク該当者への保健指導(27人実施)

【平成31年度KPIおよび具体的な取組】

〇平成31年度KPI(未治療者受診勧奨)

・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上にする。

〇具体的な取組

《未治療者に対する受診勧奨》

・健診機関による要治療者への受診勧奨

・未治療者に対する受診勧奨(電話による二次勧奨実施予定人数100人)

《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業》

・健診機関による要治療者への受診勧奨

・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連①)

●柔道整復施術療養費の審査の強化

【平成30年度KPIと上期における進捗状況】

KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について前年度以下(0.6%以下)とする。

●施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合(%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期
29年度	0.64	0.57	0.64	0.75	0.67	0.62	0.6
30年度	0.56	0.48	0.49	0.47	0.48	0.58	0.5

「柔道整復施術療養費」
柔道整復師の療養費の場合、受領委任払いという方法が認められており、被保険者等が施術の費用を一旦立て替えるのではなく、自己負担分のみを柔道整復師に支払い、残りの費用を柔道整復師が保険者(協会けんぽ等)に請求する仕組みとなっています。また、柔道整復師が作成する療養費支給申請書に受診者自身が被保険者の署名等をすることとなっています。

【平成30年度取組内容】

・3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
・審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施
・同一施術所において同一患者の負傷部位を意図的に変更することによる長期施術(部位ころがし)防止を目的として協会本部から提供されたデータをもとに患者照会を実施

参考:患者照会実施件数　平成29年度上期　2,014件
　　平成30年度上期　4,244件
支給申請件数　平成29年度上期　114,387件　(内3部位以上かつ月15日以上:743件)
　　平成30年度上期　105,225件　(内3部位以上かつ月15日以上:534件)

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連①)

●柔道整復施術療養費の審査の強化

【平成31年度事業計画】

〇柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
・柔道整復施術療養費審査委員会での指摘等を踏まえ、新たな視点による疑義のある施術所に係る積極的な患者照会及び制度の正しい知識の更なる普及による適正受診の促進
・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供

【平成31年度KPI 】

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について前年度以下とする。(全支部一律に設定)

【平成31年度取組内容】

・3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
・審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施
・協会けんぽの広報媒体や加入者、事業所対象の研修会など機会をとらえた「柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方」などの周知広報
・県内整骨院、接骨院に対して、「部位ころがし」防止を目的とした制度周知文書の送付

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連②)

●限度額適用認定証の利用促進

【30年度KPIと上期における進捗状況】

KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83.0%以上とする

単位(件)

	高額療養費申請(現金給付)A	限度額認定証使用(現物給付)B	合計	限度額認定証使用割合 C
平成27年度	13,294	68,973	82,897	83.8%
平成28年度	11,887	70,927	82,814	85.6%
平成29年度	12,817	73,749	86,566	85.1%
平成30年度(上期)	7,206	36,300	43,506	83.4%

使用割合C ＝ 現物給付B ／ (現金給付A ＋ 現物給付B)

「限度額適用認定制度」
・入院等で医療費が高額となる場合、医療機関に支払う窓口負担を軽減するため、「限度額認定証」と「保険証」とあわせて医療機関窓口に提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までで済み、高額療養費(払戻)の申請が不要となります。

【30年度KPIと上期における取組内容】

・限度額適用認定証利用促進を目的とした、「医療機関健康保険事務説明会」を開催
　(平成30年9月20日開催、103機関　164名参加)
　社会保険診療報酬支払基金岡山支部、(一社)岡山県病院協会と共催
・高額療養費制度改正等の周知広報

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連②)

●限度額適用認定証の利用促進

【平成31年度事業計画】
・岡山県病院協会等と連携した、病院窓口に限度額適用認定申請書セットの配置。問い合わせ時における同セットの病院窓口設置の案内周知広報を通じた利用促進
・医療機関へのアンケート結果を踏まえたチラシやリーフレットの修正等による広報の強化、医療機関への訪問等を通じた利用促進の強化

【平成31年度KPI】

KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

【平成31年度事業計画】
・説明会アンケート結果等を踏まえた「申請書セット」の内容修正等による利用促進
・「申請書セット」設置済み医療機関の訪問等を通じた利用促進のフォローアップを拡大
・病院以外の医療機関で、高額レセプトがある医療機関を抽出し、「申請書セット」設置依頼実施

申請書セット設置のクリアスタンド

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

【30年度KPIと上期における進捗状況】

○ KPI

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.9%以上

30年度　4月～11月	
回収対象	72,553枚
回収済み	67,814枚
回　収　率	93.47%

※平成30年4月～11月までの
催告状送付件数　8,547件

【平成30年度取組内容】

・(一般)資格喪失データ確認から2営業日後、本人宛の催告状を送付委託。

・初回催告から2週間後、未返納者への再催告を送付委託。

・(任継)保険料未納データ確認後、保険証回収の電話催告を行う。

・事業主等への広報として、事業主宛て保険証回収の徹底について(お願い)協力依頼文書
65事業所送付

資格喪失後1か月以内の保険証回収率の推移

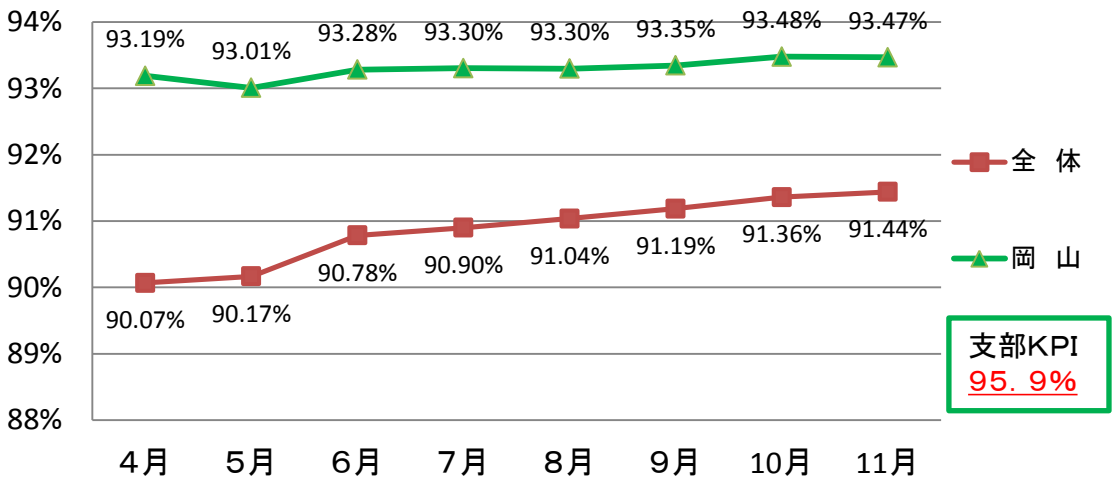

保険証回収率年度推移

	H28年度 平均回収率	H29年度 平均回収率	H30年 11月末
一 般 ＋ 任 意 継 続	94.2%	95.1%	93.47%

【31年度KPIと具体的な取組】

■ KPI

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

・保険証未回収データの分析実施と、回収データ入力の早期実施。

・資格喪失データ確認から2営業日後、本人宛の催告状を送付委託。

・初回催告から二週間後、未返納者への再催告を送付委託。

・事業所に対し、保険証回収の徹底依頼文書を送付（目標：200事業所）。

・大規模事業所及び返納金発生の多い事業所は、訪問による回収徹底の依頼を実施（目標：20事業所）。

・任意継続被保険者対策は、未納確認後の電話催告を実施。

●返納金債権回収業務の推進

【30年度KPIと上期における進捗状況】

○ KPI

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上(87.35%)

・弁護士催告　（60件/月）
・支払督促　（ 5件/月）
・保険者間調整（27件/月）

「保険者間調整」
無資格の保険証で受診した場合、本人に医療費(7割分)の請求をしますが、退職後に国保等に加入していた場合は、国保等から本人に還付されますが、一時的に本人の金銭負担があります。
この請求と還付の流れの本人支払を飛ばし、新旧の保険者で受け渡す仕組みです。

弁護士催告		保険者間調整		支払督促	
件　数	642件 (-22.7%)	件　数	150件 (-4.4%)	件　数	43件 (-23.2%)
金　額	12,460,252円 (-6.7%)	金　額	13,834,638円 (+47.9%)	金　額	5,217,755円 (-87.2%)
回収額	1,149,202円 (-45.1%)	電　話 訪　問	413件 (-54.8%)	差　押	335,028円

※　平成30年4月～11月累計
※（　）内は前年同月比較

【平成30年度取組内容】

・債権回収の強化について、強制執行(差押)を5件　335,028円行った。

・高額債権の請求と同時に、電話・訪問により内容の説明と支払い方法等の協議を行った。

・必要事項を印刷した届書を作成し保険者間調整を推進した。

・弁護士催告及び法的手続き(支払督促)を計画的に行った。

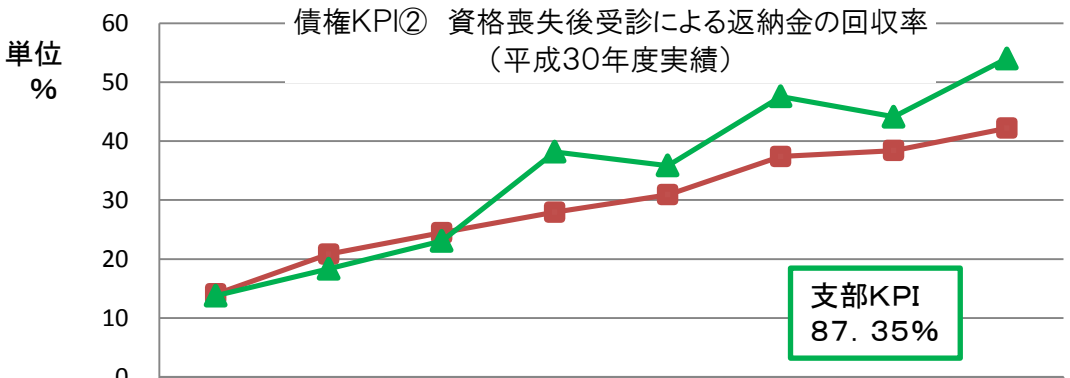

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全　体	14.09	20.84	24.47	27.94	30.90	37.40	38.40	42.18
岡　山	13.78	18.33	23.07	38.18	35.84	47.56	44.13	54.00

29年度　第1四半期	29年度　第2四半期
39.25%	58.08%
29年度　第3四半期	29年度　第4四半期
66.39%	87.35%

【31年度KPIと具体的な取組】

■ KPI

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする

・分割納付者の管理及び電話・文書催告（新規）

・保険者間調整の活用による返納金債権回収

・弁護士催告等の委託も含め、積極的な法的手続きの実施による債権回収

・財産調査と強制執行(差押)の強化（目標：10件）

●返納金債権の発生防止

【30年度KPIと上期における進捗状況】

○ KPI

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下(0.040%)にする

【平成30年度取組内容】

・無資格保険証の早期催告。

・無資格受診のチラシを年金事務所で配布するよう依頼。

・事業主宛て保険証回収の徹底について協力依頼文書を送付。

返納金割合の推移

	H29年度実績	H30年10月末（岡山）	H30年10月末（全国）
返納金割合	0.040%	0.057%	0.075%

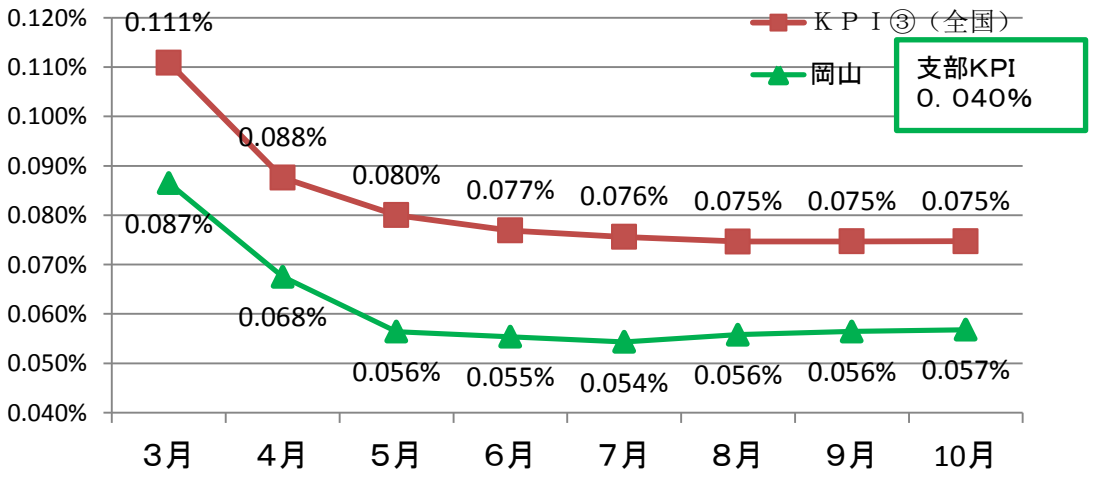

【31年度KPIと具体的な取組】

■ KPI

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

・無資格保険証の早期催告。

・無資格受診のチラシを年金事務所で配布するよう依頼。

・事業主宛て保険証回収の徹底について協力依頼文書送付。

・医療機関に対し、オンライン資格確認機器の活用促進案内を送付。

・オンライン資格確認機器の活用状況把握と、電話による活用依頼。（拡大）

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連②)

●オンライン資格確認の利用率向上

【30年度KPIと上期における進捗状況】

■ KPI

①オンライン資格確認システムのUSBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする

	平成30年11月末現在
配布機関数	48機関
平均利用機関数	10.4機関
平均利用率	21.6%

常時利用機関	10機関
随時利用機関	11機関
1年未利用機関	18機関
未利用機関数	9機関

※ 全国上期平均利用率は 35.0%

【平成30年度取組内容】

・オンライン資格確認について、8月に利用率向上に向け利用案内文を送付。

・利用状況を確認のうえ、12月に電話による促進を実施。

【31年度KPIと具体的な取組】

■ KPI

①オンライン資格確認システムのUSBを配布した医療機関における利用率を47.0%以上とする

・各医療機関の利用状況を把握し定期的な利用を推進する。

・訪問などによる説明を行い利用を促進する。（新規）

平成30年度の状況

常時利用機関	10機関
随時利用機関	11機関
1年未利用機関	18機関
未利用機関	9機関

48機関中　10機関利用　　利用率約21%

平成31年度の計画

常時利用機関	23機関
随時利用機関	11機関
1年未利用機関	14機関
未利用機関	0機関

48機関中　23機関利用　　利用率47.9%

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連③)

●効果的なレセプト点検の推進

【30年度KPIと上期における進捗状況】

■ KPI

①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

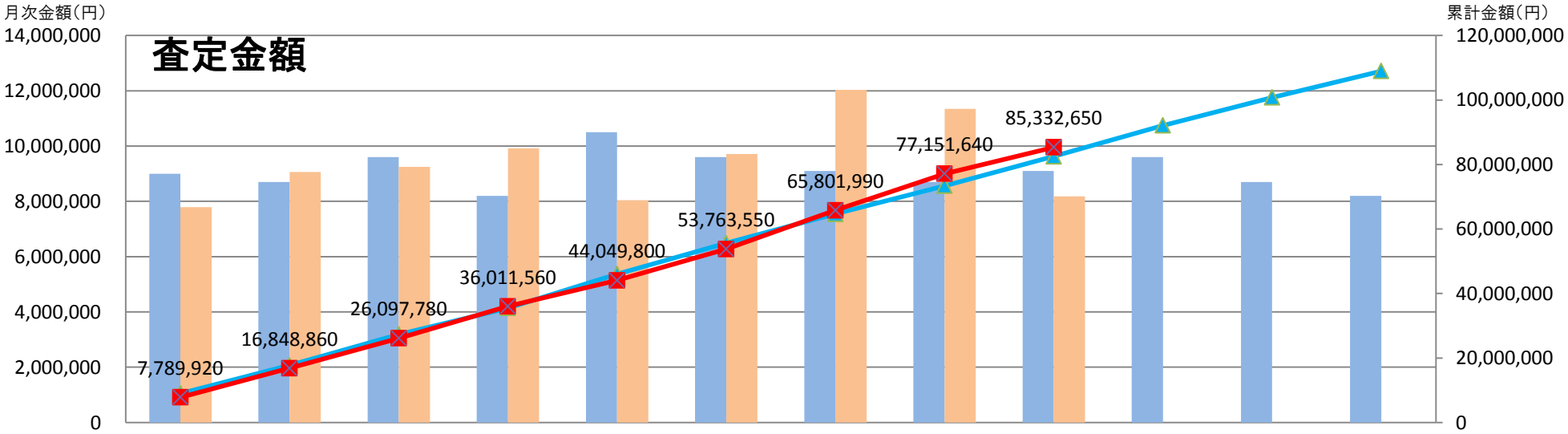

	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
月次目標	9,000,000	8,700,000	9,600,000	8,200,000	10,500,000	9,600,000	9,100,000	8,700,000	9,100,000	9,600,000	8,700,000	8,200,000
月次実績	7,789,920	9,058,940	9,248,920	9,913,780	8,038,240	9,713,750	12,038,440	11,349,650	8,181,010			
累計目標	9,000,000	17,700,000	27,300,000	35,500,000	46,000,000	55,600,000	64,700,000	73,400,000	82,500,000	92,100,000	100,800,000	109,000,000
累計実績	7,789,920	16,848,860	26,097,780	36,011,560	44,049,800	53,763,550	65,801,990	77,151,640	85,332,650			

【現状】

28年度		29年度		30年度(第2四半期)	
原審+再審	査定率	原審+再審	査定率	原審+再審	査定率
40,995,796点	0.386%	43,873,041点	0.405%	20,788,468点	0.380%

原審→原審査、診療報酬支払基金で実施する一次審査のこと
再審→再審査、協会けんぽで実施する二次審査のこと
査定率→原審査と再審査の合計点数を請求総点数で除したもの

【平成30年度取組内容】

・自動点検等のシステムを活用した効果的なレセプト点検を推進。

・スキルアップのための研修・勉強会の実施。

・自動点検マスタのメンテナンスと、他支部とのマスタ交換。

・事務処理手順の標準化に沿った効率的な資格・外傷点検の実施

・他支部との合同勉強会の実施。

【31年度KPIと具体的な取組】

■ KPI

①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

・自動点検等のシステムを活用した効果的なレセプト点検を推進。

・スキルアップのための研修・勉強会の実施。

・自動点検マスタのメンテナンス。

・他支部とのマスタ交換の拡大。

・他支部との合同勉強会の実施。

・スキルアップ・効率性を目的とした他支部への研修訪問。

※全支部一律に設定・資格・外傷点検についてはKPI設定なし